学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるために
尾道市立学校における社会通念上許容される範囲を超えた言動に対する基本方針

尾道市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、学校と家庭・地域が互いに尊重し、協力し合いながら、子どもたち一人一人の健やかな成長を支えていくため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）に基づき、次のとおり基本方針を定めます。

１　基本的な考え方

家庭・地域と良好な関係づくりを進めるため、学校においては、次の３つの考え方を基本とします。

（１）子どもたちの安全・安心と成長が第一

「子どもにとって何が最善か」という視点を共有し、子どもの安全・安心と成長につながる対応を行います。

（２）家庭・地域は協働するパートナー

保護者や地域住民（以下「保護者等」という。）を「共に子どもを育てるパートナー」として尊重し、相互理解と信頼関係の構築を図ります。

（３）教職員が働きやすい職場環境づくり

教職員が一人で抱え込むことのないよう、学校全体で情報を共有し、必要に応じて市教育委員会や関係機関等と連携しながら、組織的に課題解決を図ります。

２　市教育委員会、学校、教職員が取り組むこと

（１）市教育委員会として取り組むこと

・学校への伴走支援を行います。
・保護者等の理解促進のための情報を発信します。

（２）学校として取り組むこと

・保護者等に対して、学校運営方針に関する理解の醸成に努めます。
・保護者等との意見交換の機会を確保します。

（３）教職員として取り組むこと

・児童生徒等との信頼関係を構築します。
・日常的なコミュニケーションを大切にします。
・傾聴・受容・共感を基本とした保護者等に対する対応を行います。

３　保護者等対応の原則

実際に教職員が保護者等への対応を行う際は、次の４つの原則に基づいて対応します。

（１）事実を基に対応する。
（２）誠意をもって対応する。
（３）法的な根拠を踏まえて対応する。
（４）組織的に対応する。

4　社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応

（１）児童生徒の教育環境に及ぶ影響等に十分に留意した上で、対応の打切りや警察等の関係機関への通報等を行うなど毅然とした態度で対応します。

（２）社会通念上許容される範囲を超えた言動を受けた教職員からの相談等には、組織的に取り組み、事実関係の確認や当該教職員に対する配慮、対応などを実施します。

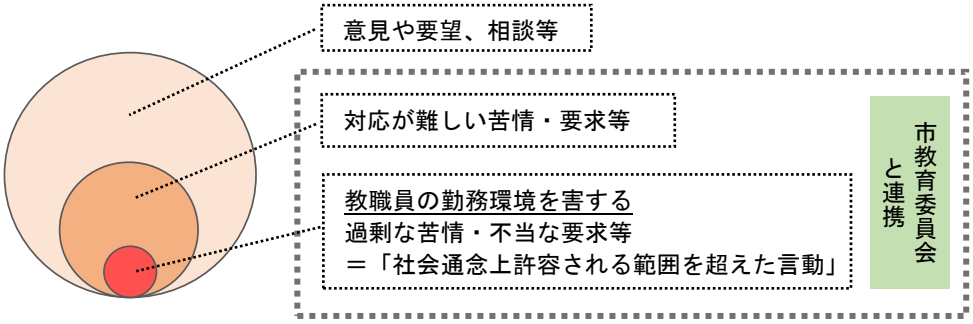
（３）社会通念上許容される範囲を超えた言動の背景には、学校又は教職員の対応上の課題や、保護者等とのコミュニケーション不足が存在する場合もあることに留意し、研修等により、保護者等への対応力の向上を図るとともに、必要に応じて自らの対応を振り返り、改善に努めます。

社会通念上許容される範囲を超えた言動とは

教職員に対して行われる保護者等の言動で、教職員の業務の性質等に照らして社会通念上許容される範囲を超え、教職員の勤務環境が害されるものをいいます。社会通念上許容される範囲を超えた言動に該当するかは、苦情・要求等の「内容」と「手段・態様」を総合的に勘案し、市教育委員会と連携して校長が判断します。

【内容が社会通念を超えるもの（例）】
- そもそも要求に理由がない、又は学校における教育活動と関係のない要求
- 学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- 対応が著しく困難又は対応が不可能な要求
- 相当性を欠く賠償要求等

【手段・態様が社会通念を超えるもの（例）】
- 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- 継続的・執拗な言動
- 威圧的な言動
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱等）
- 拘束的な言動等



5　家庭・地域の皆様へのお願い

□適切な時間での相談　　御相談は可能な限り教職員の勤務時間内にお願いします。
過度に長時間の御相談はお控えください。

□適切な要求　　学校ができないこともあることを御理解ください。

□適切な表現・声量　　怒鳴るなどの行動はお控えください。

□ＳＮＳでの拡散　　教職員や子どもを傷つけるＳＮＳ投稿はお控えください。

社会通念上許容される範囲を超えた言動に対しては、次のように対応します。

■対応の中止・関係機関との連携
- 不当・違法な行為等が見られる場合は、対応を中止し、警察等の関係機関に通報する場合があります。

■弁護士等との連携
- 社会通念上許容される範囲を超えた言動が継続する場合は、弁護士等と連携し、法的観点を踏まえた対応を行います。